令和３年５月２５日
東日本高速道路株式会社

競争参加資格停止措置について

１．競争参加資格停止措置業者名及び住所並びに措置期間、措置対象地域

戸田建設（株）　東京都中央区八丁堀２－８－５

令和３年５月２５日～令和３年７月２４日（２ヶ月）

地域２（東北支社が所掌する区域）

において東日本高速道路株式会社の機関の所掌に係る工事等の発注

２．事実概要

当該有資格者は、東北支社発注の「東北自動車道　吉原橋（ロッキング橋脚）耐震補強工事」において、令和３年４月１５日、跨道橋のアンカー削孔作業中、桁内に埋設されていたＮＴＴケーブルを損傷させるという安全管理措置の不適切による公衆損害事故を発生させた。

３．競争参加資格停止措置理由

上記（２．事実概要）のことは、「競争参加資格停止等事務処理要領（平成１８年８月７日東高契第２６９号）」別表第１第５号に該当する。

競争参加資格停止等事務処理要領　別表第１

措　置　要　件	地域及び期間
(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故) ５　会社の発注に係る工事等の施行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。	発生地域について当該認定をした日から１月以上６月以内

○問い合わせ：　東日本高速道路株式会社　総務・経理本部　経理財務部　調達企画課

以　上